

特別弔慰金の支給

戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。請求に必要な書類は、役場1階5番窓口福祉課で配布しています。

▼支給対象者

4月1日の基準日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

(1) 4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件により、順番が入れ替わります。

(4) 前述の(1)から(3)以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

▼支給内容

額面27.5万円、5年償還の記名国債

▼請求期限

令和10年3月31日必着

▼問合せ

福祉課福祉グループ
28・0912

国民健康保険の税率の改定

本町では、特定健診・特定保健指導などにより医療費の適正化に取り組んでいます。しかしながら、加入者の高齢化などに伴い一人当たりの医療費は毎年増加しており、国民健康保険財政は赤字補てんを余儀なくされるなど厳しい状況であります。このため、令和7年度の国民健康保険税の税率等を別表のとおり改定します。

ご加入の皆様が安心して医療のサービスを受けられるよう、国民健康保険の安定的な運営を図ってまいりますのでご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ

保険課国民健康保険・医療グループ
28・0917

国民健康保険税の改定内容

区分		令和6年度	令和7年度	比較
医療給付費分 (国保加入者 全員に課税)	所得割	6.30%	6.55%	0.25%増
	均等割	25,400円	27,300円	1,900円増
	平等割	23,100円	21,000円	2,100円減
	賦課限度額	650,000円	650,000円	据え置き
後期高齢者 支援金分 (国保加入者 全員に課税)	所得割	2.30%	2.45%	0.15%増
	均等割	8,900円	9,900円	1,000円増
	平等割	10,300円	8,700円	1,600円減
	賦課限度額	220,000円	240,000円	20,000円増
介護納付金分 (40歳から64 歳までの方に 課税)	所得割	2.07%	2.25%	0.18%増
	均等割	9,000円	10,600円	1,600円増
	平等割	8,000円	7,000円	1,000円減
	賦課限度額	170,000円	170,000円	据え置き

国民健康保険税の 暫定通知書を送付

国民健康保険税(第1期)分は、前年度の所得が確定していないため暫定の金額を記載した通知書を対象世帯にお送りします。精算につきましては第2期以降に行います。

▼対象世帯

令和6年度に引き続き、令和7年度も豊山町国民健康保険に加入している世帯

▼暫定の保険税額

令和6年度の国民健康保険税年税額の10分の1(令和6年度中に加入した世帯は1年間加入した場合の保険税で算定します)

▼問合せ

保険課国民健康保険・医療グループ
28・0917

後期高齢者医療 不明な場合はコールセンターへ

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度に関するコールセンター(電話窓口)を開設しています。保険料の算定方法や医療機関での自己負担割合など、ご不明なことがあれば次の電話番号へお問い合わせください。

▼コールセンター電話番号

0570・011・5588

▼問合せ

※通話料がかかります。
コールセンター開設期間

令和8年3月31日まで

▼コールセンター開設時間

8時45分～17時15分

※土日祝、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は除く

※7月12日～8月31日は土日祝も開設

▼問合せ

保険課国民健康保険・医療グループ
28・0917

GW空港利用は 公共交通機関で

ゴールデンウィークの混雑時期には、県営名古屋空港の駐車場が満車になり、駐車ができない場合があります。また、駐車場の混雑により航空機への御搭乗に間に合わない場合もあります。空港を利用する際は、公共交通機関をご利用いただくことをお勧めします。



名鉄バス(株)



県営名古屋空港



あおい交通(株)

▼問合せ

まちづくり推進課まちづくり推進グループ
28・0944